

令和7・8年度 さいたま市小規模修繕業者登録

別冊 市指定様式集

※ 申請にあたっては、必ず「令和7・8年度 さいたま市小規模修繕業者登録 申請の手引」をご確認ください。

【様式】

- 1 小規模修繕業者登録申請受付証
- 2 小規模修繕業者登録申請書
- 3 小規模修繕登録希望業務申請書

【お問い合わせ先】
さいたま市財政局契約管理部契約課
電話 048-829-1179(直通)
さいたま市水道局業務部管財課
電話 048-714-3080(直通)

令和7・8年度 さいたま市
小規模修繕業者登録申請受付証

(商号又は名称) _____

- ・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。
- ・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。
- ・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。
- ・審査結果の通知は、令和 年 月末に送付の予定となっておりますので、通知が届くまでこの受付証を保管してください。

さいたま市使用欄

お問い合わせは

さいたま市財政局契約管理部契約課 電話048-829-1179(直通)

電子メールアドレスshikaku-shinsei@city.saitama.lg.jp

-----' 切り取らないでください -----

令和7・8年度 さいたま市
小規模修繕業者登録申請受付証(さいたま市控え)

(商号又は名称) _____

- ・この用紙は、審査が終了した通知ではありません。
- ・審査の進捗状況について、個別の問合せは受け付けておりません。
- ・不備等があった場合は、別途審査担当から連絡致します。
- ・審査結果の通知は、令和 年 月末に送付の予定となっておりますので、通知が届くまでこの受付証を保管してください。

さいたま市使用欄

お問い合わせは

さいたま市財政局契約管理部契約課 電話048-829-1179(直通)

電子メールアドレスshikaku-shinsei@city.saitama.lg.jp

小規模修繕業者登録申請書

(記入日) 令和 年 月 日

(あて先)
さいたま市長
さいたま市水道事業管理者

令和7・8年度において、さいたま市の発注する小規模修繕に係る業者登録を申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。さらに、暴力団等との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

申請者

〒	-	
本店所在地又は住所		
(登記上の所在地)		
(フリガナ)		
商号又は名称		
	(フリガナ)	
代表者役職名		代表者氏名
電話番号	F A X	
法人番号		
<small>(個人事業主の方は記入しないでください)</small>		

●以下の市税納税状況等照会同意欄は、いずれか一つを必ず選択してください。

市 税 納 税 状 況 等 照 会 同 意 欄	
市税(法人にあっては法人市民税、個人事業主にあっては個人市民税)の納税状況等について、担当市職員が確認することに	
<input type="checkbox"/> 同意する	<input type="checkbox"/> 同意しない
➡ 同意する場合、市税納税証明書の提出は不要 となります。	
※個人事業主で「同意する」を選択した場合のみ、以下①②にお答えください。	
①代表者の住民票上住所	
②直近の市民税・県民税・森林環境税納税通知書の宛名番号	
➡ 同意しない場合、申請の手引を参照のうえ、市税納税証明書を提出してください。	

申請事務担当者氏名	
<small>(行政書士が申請を代理する場合のみ入力) 行政書士名</small>	
TEL	FAX
電子メールアドレス	



●以下の委任状は、代表者以外の代理人に次の(1)~(7)の権限を委任する場合のみ入力してください。
(権限を委任しない場合は、入力不要です。)

<委任状>	
私は以下のものを代理人と定め、令和7・8年度小規模修繕業者登録の有効期間において、次の(1)~(7)の権限を委任します。(1)見積りに関すること。(2)契約の締結に関すること。(3)契約の履行に関すること。(4)代金の請求及び受領に関すること。(5)復代理人の選任に関すること。(6)納税状況等の照会に関すること。(7)前各号に付帯する一切のこと。	
代理人	〒 -
代理人を置く 営業所等の所在地	
代理人を置く 営業所等の名称	
	(フリガナ)
代理人役職名	代理人氏名
代理人電話番号	代理人F A X

小規模修繕登録希望業務申請書

※最大5業務まで希望できます。希望の欄に○をつけてください。

※「その他修繕」、「物品修繕」を希望する場合は、その内容を「主な業務の内訳」に記入してください。

希望	登録業務 コード	業務区分	分類番号	登録希望業務	主な業務の内訳
	1800	施設修繕	010	大工	床・壁・手摺・階段等
			020	内装	カーペット・クロス等
			030	屋根	瓦・スレート等(材質は問わず。)
			040	畳	
			050	ふすま・障子	
			060	ガラス	
			070	給排水設備	洗面台・管・蛇口・ポンプ等
			080	給湯設備	給湯器等
			090	トイレ	便器・配管等
			100	サッシ・カーテン	ブラインド・カーテンレール等
			110	空調設備	室内機・室外機・ダクト設備等
			120	ガス管配管設備	
			130	厨房設備	ガスオーブン等
			140	電気設備	蛍光灯・電球・配線・コンセント等
			150	ドア・シャッター	
			160	塗装	塗装・防水塗装等
			170	防犯設備	扉・窓等の錠前、鍵、セーフティロック装置等
			180	外構・フェンス	建物に附属するものに限る。
	1801	その他修繕	200	その他修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。
	1802	物品修繕	300	物品修繕	※具体的な修繕業務の内容を記入してください。